



新しく変わる知的財産制度

1	知的財産権 制度改善及び 保護強化	
特許審査請求 期間短縮	特許出願された発明の速やかな権利確定に向け、特許審査請求期間を特許出願日から3年以内と短縮 *現行：特許出願日から5年以内審査請求可能	17.3月予定 特許審査制度課 042-481-5397
特許取消申請 制度の施行	不良特許予防に向け誰でも特許権設定登録日から登録公告日後6ヵ月以内に特許取消申請可能 *取消申請人の申請理由の提出によって、別途の追加手続きなしに審判官の再検討後、取消理由があれば特許権者に取消理由を職権で通知するため、無効審判に比べ便利	17.3月施行 特許審査制度課 042-481-5397 審判政策課 042-481-8444
新規性喪失例 外主張期間及 び時期の拡大	新規性喪失例外主張期間を「デザインが公知された日から12ヵ月以内」に変更し、例外主張時期を登録可否決定前まで可能とする。 *現行：(期間)公知された日から6ヵ月以内 / (時期)異見提出士に対する意見提出時	17.9月施行 デザイン審査政策課 042-481-5766
無効審判訂正 請求の取消時 期の調整	無効審判対象の早期確定のため、訂正請求取消は訂正請求可能期間+1ヵ月又は訂正不認定通知に対する意見書提出期間に限ってできるよう改善 *従来はいつでも訂正請求取消を認定 *現行：特許出願日から5年以内審査請求可能	17.3月施行 特許審判院 審判政策課 042-481-8444
訴訟当事者の 手続き中止申 請規定の施行	裁判中に当該訴訟と関連する審判が係属中の場合、当事者は訴訟手続きの中止を申請可能 *従来は裁判所が職権により訴訟手続きを中止	17.3月施行 特許審判院 審判政策課 042-481-8444
デザイン盗用 関連刑事処罰 規定の導入	同一のコピー水準の形態模倣(Dead Copy)行為について刑事処罰を導入し、無分別なデザイン盗用を防止 *不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律改正(案)	17.7月予定 産業財産保護政策課 042-481-5842
営業秘密侵害 の民・刑事上 責任の強化	営業秘密の実行的保護に向け、罰金上限額を増額し、営業秘密返還要求の拒否などを処罰対象に追加 *不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律改正(案)	17.7月予定 産業財産保護政策課 042-481-5842
商標法違反時 の罰金刑強化	商標法罰則条項のうち、偽証罪、虚偽表示の罪、虚偽行為の罪に対する罰金強化 * (第232条偽証罪) 5年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金→5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金	17.9月予定 商標審査政策課 042-481-5377

2

中小・中堅企業 知的財産 競争力の強化



グローバルIP企業 選定支援

中小企業の海外進出促進に向けて輸出の成長潜在力が高い企業をグローバル知的財産(IP)企業に選定し、企業の需要を考えたオーダーメイド型の支援を実施
*海外デザイン戦略の樹立、特許技術の海外3D広報映像の製作など
新規支援プログラム及び海外出願支援の拡大

17.1月施行

地域産業財産課
042-481-8622

IP踏み石 プロジェクトの施行

全国17地域において予備創業者などを対象に優秀アイデアを発掘して具体化するなど、知的財産権利化を支援することによって、知的財産(IP)中心の創業を図る。

17.1月施行

地域産業財産課
042-481-8660

IP経営支援団 運営

中小企業の知的財産隘路事項をリアルタイムで支援できるよう、地域知識財産センターのコンサルタント70名余りで構成される「IP経営支援団」を運営

17.1月施行

地域産業財産課
042-481-8622

IPナレ プログラムの思考

創業企業の安定的な市場参入及び生存率向上のために、創業7年以内である技術基盤創業企業のアイデア製品が独占市場を確保できるよう、特許ポートフォリオ構築など知的財産能力強化の支援

17.3月施行

地域産業財産課
042-481-8663

「グローバルヒット 365プロジェクト」の 支援拡大

中小・中堅企業のグローバル舞台への進出のために、海外知的財産(IP)の確保戦略支援を既存の製品を中心にサービス及びビジネスモデル(BM)に対するIP戦略まで拡大

17.1月施行

産業財産創出チーム
042-481-8184

標準特許強化 (Step-up)プログラムの 施行

国際標準化が可能な優秀技術を保有した中小・中堅企業が、標準特許創出能力を確保して強小企業まで跳躍できるよう、事業期間・費用を拡大して支援-研究・開発方向、標準化戦略、標準特許戦略をパッケージに一括支援

17.1月施行

産業財産創出チーム
042-481-8499

公共研の企業オー ダーメイド型特許技術 開発の支援

中小企業の需要を基盤とする公共研のR&D過程において、優秀特許創出を支援し、関連省庁の技術移転・事業化事業まで後続して連携する公共研の企業オーダーメイド型特許技術開発支援制度(IP-Dream Labプロジェクト)の施行

17.1月施行

産業財産創出チーム
042-481-8499

3

知的財産権関連 税制優遇の拡大



技術取得費用の 税額控除拡大

中小企業が外部技術を取得する場合、技術取得費用に対する税額控除を7%から10%へと拡大
*中堅・大企業は中小企業技術を取得する場合にのみ税額控除5%控除適用 *租税特例制限法第12条改正

17.1月施行

産業財産政策課
042-481-5175

職務発明補償金 非課税拡大

登録補償金に制限されていた職務発明補償金に対する非課税の適用対象を出願・登録・実施補償金などにまで拡大
*所得税法第12条、21条改正

17.1月施行

産業財産政策課
042-481-5175

無償移転特許の 賦課税免除

登録以降2年以上経過した特許を無償移転する場合、付加価値税を免除
*付加価値税法第29条有権解釈

17.1月施行

産業財産政策課
042-481-5423

国民向けサービスの改善



<p>ハーグ国際出願時の特許顧客番号の記載義務の廃止</p>	<p>ハーグ国際出願時の特許顧客番号を必ず記載しなければならない「特許顧客番号記載義務」を廃止し、出願人情報に変更がある度に特許顧客番号を変更しなければならない不便を解消</p>	<p>17.3月予定 国際出願課 042-481-5209 デザイン審査政策課 042-481-5766</p>
<p>ハーグ国際出願時の代理人選任申告効力書類拡大</p>	<p>出願人が最初に提出する書類に委任状を添付すれば、代理人選任申告効力が発生する書類(補正書、意見書、期間延長提出書)に種類提出書を追加 *書類提出書: 優先権証明種類、公知例外適用対象証明書類、国際段階補正書の翻訳文(写し)、国際段階説明書の翻訳文(写し)、国際特許出願関連書類の写し</p>	<p>17.3月予定 国際出願課 042-481-5209 デザイン審査政策課 042-481-5766</p>
<p>PCI国内段階における発明の英語名称記載要件の廃止</p>	<p>国内進入のために出願人が提出する「特許法第203条による書面及び明細書」の作成項目のうち、「発明(考案)の英語名称」の記載義務の廃止</p>	<p>17.3月予定 国際出願課 042-481-5194 デザイン審査制度課 042-481-8249</p>
<p>商用ワードの出願範囲の拡大</p>	<p>個人出願人が特許路(www.patent.go.kr)電子出願システムを利用する際、別途明細書作成ソフトウェアの設置なしにハンゲル、MSワードで策定された明細書をインターネットで簡単に提出できる商用ワード出願範囲を特許、実用新案からデザインまでに拡大</p>	<p>17.3月予定 情報システム課 042-481-5117</p>
<p>出願人に対するPCI国際調査結果の提供</p>	<p>優先権主張を伴うPCT出願時、PCT受付期間は出願書とともに先出願の審査結果を国際調査機関に送信し、国際調査機関はその審査結果を参考にして国際調査を実施しその調査結果を出願人に提供</p>	<p>17.3月予定 特許審査制度課 042-481-5741</p>
<p>知的財産学の単位銀行制度運営科目の拡大</p>	<p>知的財産に関心のある国民なら誰でもオンラインを通じて知的財産学の学位が取れるよう単位銀行制度の科目を拡大 * 2016年5つの科目→2017年11つの科目</p>	<p>17.3月予定 国際知識財産研修院 教育企画課 042-601-4811</p>